

「わがまち特例」の対象資産等

平成24年度税制改正から、地方税税法上の特例措置について、国が一律に定めていた内容を市町村が判断し条例で決定できる「地域決定型地方税制特例措置（地方税法 本法附則第15条）」（通称：わがまち特例）が導入されました。

嘉麻市税条例 第61条の2

| 条項・対象施設等 | 特例割合 (課税標準) | 取得時期 | 適用期間 | 地方税法 |
|-------------------------|----------------|-----------------|------|-------------|
| 家庭的保育事業の用に供する家屋及び償却資産 | 2分の1 | 平成30年度以後の課税から適用 | － | 第349条の3第27項 |
| 居宅訪問型保育事業の用に供する家屋及び償却資産 | 2分の1 | 平成30年度以後の課税から適用 | － | 第349条の3第28項 |
| 事業所内保育事業の用に供する家屋及び償却資産 | 2分の1 | 平成30年度以後の課税から適用 | － | 第349条の3第29項 |

嘉麻市税条例 附則第10条の2

| 条項・対象施設等 | 特例割合 (課税標準) | 取得時期 | 適用期間 | 地方税法 |
|--|---------------------|-------------------------------|------|--------------------|
| 第1項「水質汚濁防止法の汚水・廃液処理施設」 | 2分の1 | 令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで | － | 附則第15条第2項第1号 |
| 第2項「公共下水道の除害施設」 | 5分の4 | 令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで | － | 附則第15条第2項第5号 |
| 第3項「都市再生特別措置法に基づき認定事業者が取得する公共施設及び一定の都市利便施設」 | 5分の3 または 2分の1 | 令和5年4月1日から 令和8年3月31日まで | 5年間 | 附則第15条第14項 |
| 第4項「津波対策の用に供する償却資産」 | 2分の1 | 平成28年4月1日から 令和10年3月31日まで | 4年間 | 附則第15条第21項 |
| 第5項「指定避難施設の用に供する家屋」 | 3分の2 | 平成30年4月1日から 令和9年3月31日までに締結 | 5年間 | 附則第15条第22項第1号 |
| 第6項「管理協定に定められた協定避難施設の用に供する家屋」 | 2分の1 | 平成30年4月1日から 令和9年3月31日までに締結 | 5年間 | 附則第15条第22項第2号 |
| 第7項「管理協定に定められた協定避難施設の用に供する家屋」 | 2分の1 | 平成30年4月1日から 令和9年3月31日までに締結 | 5年間 | 附則第15条第22項第3号 |
| 第8項「指定避難施設に附属する避難の用に供する償却資産」 | 3分の2 | 平成30年4月1日から 令和9年3月31日までに締結 | － | 附則第15条第23項第1号 |
| 第9項「協定避難施設に附属する避難の用に供する償却資産」 | 2分の1 | 平成30年4月1日から 令和9年3月31日までに締結 | 5年間 | 附則第15条第23項第2号 |
| 第10項「太陽光発電設備（特定太陽光発電設備）」 | 3分の2 | 令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで | 3年間 | 附則第15条第25項 第1号イ |
| 第11項「風力発電設備（特定風力発電設備）」 | 3分の2 | 令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで | 3年間 | 附則第15条第25項第1号ロ |
| 第12項「地熱発電設備（特定地熱発電設備）」 | 3分の2 | 令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで | 3年間 | 附則第15条第25項第1号ハ |
| 第13項「バイオマス発電設備（特定バイオマス発電設備）」（地方税法附則第15条第25項第2号に規定する設備を除く） | 3分の2 | 令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで | 3年間 | 附則第15条第25項第1号ニ |
| 第14項「バイオマス発電設備（特定バイオマス発電設備）」（木竹に由来するもの又は農産物の収穫に伴って生ずるバイオマスを利用するもの） | 7分の6 | 令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで | 3年間 | 附則第15条第25項第2号 |

| 条項・対象施設等 | 特例割合 (課税標準) | 取得時期 | 適用期間 | 地方税法 |
|---|----------------|--|------|----------------|
| 第15項「太陽光発電設備（特定太陽光発電設備）」 | 4分の3 | 令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで | 3年間 | 附則第15条第25項第3号イ |
| 第16項「風力発電設備（特定風力発電設備）」 | 4分の3 | 令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで | 3年間 | 附則第15条第25項第3号ロ |
| 第17項「水力発電設備（特定水力発電設備）」 | 4分の3 | 令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで | 3年間 | 附則第15条第25項第3号ハ |
| 第18項「水力発電設備（特定水力発電設備）」 | 2分の1 | 令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで | 3年間 | 附則第15条第25項第4号イ |
| 第19項「地熱発電設備（特定地熱発電設備）」 | 2分の1 | 令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで | 3年間 | 附則第15条第25項第4号ロ |
| 第20項「バイオマス発電設備（特定バイオマス発電設備）」 | 2分の1 | 令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで | 3年間 | 附則第15条第25項第4号ハ |
| 第21項「浸水想定区域内の地下街等への洪水時の避難の確保及び浸水防止のための設備」 | 3分の2 | 平成29年4月1日から 令和8年3月31日まで | 5年間 | 附則第15条第28項 |
| 第22項「緑地保全・緑化推進法人が設置する市民緑地の用に供する土地」 | 3分の2 | 都市緑地法等の一部を改正する法律の施行の日から令和9年3月31日まで | 3年間 | 附則第15条第32項 |
| 第23項「浸水被害軽減地区内の土地」 | 3分の2 | 令和2年4月1日から 令和8年3月31日まで | 3年間 | 附則第15条第36項 |
| 第24項「一体型滞在快適性向上事業で総務省令で定めるもの」 | 2分の1 | 令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで | 5年間 | 附則第15条第37項 |
| 第25項「特定都市河川浸水被害対策法及び下水道法の雨水貯留浸透施設」 | 3分の1 | 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行の日から令和9年3月31日まで | — | 附則第15条第40項 |
| 第26項「特定都市河川浸水被害対策法の貯留機能保全区域内の土地」 | 4分の3 | 令和4年4月1日から 令和10年3月31日まで | 3年間 | 附則第15条第41項 |
| 第27項「サービス付高齢者住宅」 | 3分の2 | 平成27年4月1日から 令和9年3月31日まで | 5年間 | 附則第15条の8第2項 |